

教科書におけるフランス革命論の誤り(3)

——『世界の歴史』山川出版社の場合——

小 林 良 彰

- I 貴族、聖職者について間違った記述をしている
- II 特権貴族がフランス革命のきっかけをつくったという間違い
- III 特権貴族が三部会を召集させ、特権貴族が国民議会を圧迫したという矛盾
- IV パスチーユ占領の原因に食糧問題を持ち込む誤り
- V 人権宣言の採択が農民一揆の結果であるという誤認
- VI フイヤン派とジロンド派について間違った解釈がある
- VII いわゆるジャコバン派独裁の急進性が誇張されている
- VIII ジロンド派首脳が追放されたと書く間違い
- IX 土地改革についての説明が間違っている
- X いわゆるジャコバン派とロベスピエールの関係について誤認がある
- XI 平原派の役割を正しく伝えていない
- XII フランス革命の意義について正しくない説明をしている
- XIII 付録 この論文に関係する教科書の原文

I 貴族、聖職者について間違った記述をしている

この教科書¹は、フランス絶対王制をつぎのように説明している。

「絶対王制下のフランスは“旧制度”(アンシャン＝レジーム)とよばれる身分制度の社会であった。第一身分(聖職者)と第二身分(貴族)は免税などの特権をもつほか、領主として広大な土地をもち、重要な官職を独占したが、国民の9割以上を占める第三身分(平民)は不平等な扱いをう

1 『世界の歴史』山川出版社、神田信夫、柴田三千雄、1986年。

けた。しかし18世紀後半になると、特権身分のあいだでも貧富の差が大きくなり、身分としてのまとまりが弱²くなった」。

第一身分と第二身分の免税特権と、彼らが重要な官職を独占した事実を書いたことは正しい。しかし、「領主として広大な土地をもち」というのは正しくない。

これは、本論文(Ⅰ)の1第Ⅱ節、本論文(2)のⅠ第Ⅳ節³でものべたように、領主として「領地」をもっていたのであり、その領地の中に、一部直営地(直領地)としての「土地」があったという意味を取り違えているのである。この点をまちがうと、その後にてでくる封建的特権の廃止の解釈のまちがいにつながる。

「特権身分の間に貧富の差が大きくなり」と書いて、それが18世紀後半になると進化したかのように書いているが、それではそれ以前、特権身分の間に貧富の差が大きくなかったのかと聞かれると、どう答えるのだろうか。そのようなことを証明する事実は無いはずである。実際には、聖職者であろうと、貴族であろうと、そこには、昔から貧富の差があり、大きかったのである。

この教科書の書き方によると、昔は、特権身分が、あまり貧富の差のない、まとまりのある団体であったかのように書いているが、そのような事実は無い。貴族の官職についていうならば、貴族全員が、この教科書でいうような「重要な官職を独占した」わけではなかった。むしろ、官職から締め出されていた貴族が多数派であった。たとえ軍隊に入っても、下士官から下級将校どまりで、それから上には上昇できない貴族が多数⁴であった。

2 同書、190ページ。

3 小林良彰「教科書におけるフランス革命論の誤り(1)―『詳説世界史』の場合、その1」(『同志社商学』第38巻第3号)、1986年、3ページ。同論文(2)『世界史』山川出版社の場合、その1(『同志社商学』第39巻第1号)、1987年、43ページ。

4 小林良彰『フランス革命の経済構造』千倉書房、昭和47年、38-48ページ。

この種の貴族のことを、当時の言葉では「田舎貴族」、「地方貴族」(ジャンティヨム・カンパニヤール)とよんだ。重要な官職を独占したのは、少数の貴族、「宮廷貴族」(大領主)のみであった。貴族総数は約14万人、そのうち重要な官職を独占した宮廷貴族は約4000家⁵であった。

第一身分についていえば、領主になり、重要な官職を独占した者は高級聖職者(高級僧侶)のみであり、枢機卿、大司教、司教、修道院長、女子修道院長の地位をもっていた。彼らは宮廷貴族の出身(二、三男以下、娘)であった。彼らの下に中級聖職者と、多数の下級聖職者がいたが、下級聖職者は貴族でもなく領主でもなく、また重要な官職にはついていなかった。そうした区別は18世紀以前からあり、特別に18世紀後半になってこの差が開いてきたというものではない。

II 特権貴族がフランス革命のきっかけをつくったという間違い

この教科書は、フランス革命の原因について、特権貴族の王権にたいする対立を主な原因に据えようとしている。このような書き方は、教科書としては、あまり一般的な方法ではない。ただし、フランス人の書くフランス革命史では、「貴族の反乱」をフランス革命の前史に据えようとする傾向が強く、そうした方法をふまえて、この理論を日本の教科書の中に位置づけようと試みる努力のあとがみられる。それは以下の文章である。

「しかし、革命のきっかけをつくったのは、旧制度の不合理的に不満をもつ第三身分ではなく、特権貴族であった。ルイ16世の即位いらい、七年戦争やアメリカ独立戦争に参加したことで破綻した財政を再建するため、政

5 同書、1ページ。

6 同書、100-111ページ。

府はいく度か貴族への課税をふくむ旧制度の改革を試みた。しかし、特権貴族はかえってこの機会に王権を制限してみずからの政治的発言権を強めようとして結束し、政府の改革をはばみ、1614年いらいひらかれていない⁷三部会を召集するよう政府を追いつめた」。

この文章は、一見してなにか理論的なようにみえるけれども、この教科書の説明も、さらにこれのもとになっているフランス人のフランス革命史家の説く「貴族革命説」は、とんでもない誤解を含んでいるのである。したがって、このような文章は、本来教科書に書くべきではなかった。この文章は、著者の柴田三千雄氏がフランスからの直輸入の理論として新しく採用したものであろうが、それは以下の点で正しくない。

フランス革命のきっかけを「特権貴族」が作ったというが、その根拠は、特権貴族が王権を制限しようとして、また自らの政治的発言権を強めようとして、三部会を召集するよう政府を追いつめたという点にある。

それでは、特権貴族は王権の前で政治的発言権が弱かったのかとまず質問しなければならない。そうすると、前節でみたように、彼らが重要な官職を独占していたという事実と矛盾する。重要な官職といえば、たとえば行政、軍事の最高の官職もそこに含まれる。その人々の政治的発言権が弱かったはずはない。

そして、誰も知っていることではあるが、ルイ16世個人は、政治にたいして介入しなかった。そうすると、重要な官職を独占していた者が、もともとルイ16世個人の権限を制限し、王の名前で、自分達の政策を実現していたことになるのである。

つまり、この教科書でいう政府とは、重要な官職を独占していた者が組織していたはずである。それがどうして王権に反抗するのか。これでは、自分で自分に反抗するようなものではないか。その点に、この教科書は自

7 『世界の歴史』山川出版社、190ページ。

己矛盾をきたしている。

それでは、一見して、王権と貴族の対立に見えた現象とはどのようなものであったかが問題になる。この問題は、本論文(Ⅰ)の1第Ⅲ節と本論文2の1の第Ⅶ節⁸に引用したような、テュルゴー、ネッケルの財政改革の解釈に関係がある。この二人の蔵相(財務総監)が、財政再建のために、貴族の減免税特権の削減、あるいは廃止を試みた。これにたいして、貴族が反対し、二人の蔵相は、短期間でその職を失った。この現象を王権に対する貴族の反抗と解釈する傾向がある。

しかし、この二人が、ルイ16世の政府を代表していたわけではない。前にも書いたように、この二人は、財政危機に際して、野党的勢力から一時的に押し上げられてきた者である。彼らは、改革派であり、その故に、すぐに貴族の本流に排斥されてその職を去った。そして、それ以外の時期においては、政府と蔵相は、特権貴族の権利を守りつづける政策を実行してきたのであった。そのあげくのはてに、カロンヌ・ブリェヌという二人の財政責任者のもとで、ついに国家財政は末期的症状に陥り、国庫が空にちかくなったところで、政府は印紙税を持ちだした。

これは、商工業者に負担の重い税金であったから、第三身分の中に反対運動が高まった。貴族の中では、自由主義貴族と、法律を担当する法服貴族が反対運動の先頭に立った。これも、一見して貴族の反抗とみえる事実であった。また、財政困難に直面して、公債増発を政府が提案すると、これにたいして自由主義貴族、王族のオルレアン公爵が反対して、追放された。同じく自由主義貴族のラファイエット侯爵が反対運動をおこない、軍職を解任された。反対派の自由主義貴族や法服貴族の主張した政策の中心は、財政問題を討議するべく三部会を召集せよという要求であった。

8 前掲拙稿(1)―1 (『同志社商学』第38巻第3号7ページ, 同論文(2)―1 (『同志社商学』第39巻第1号)47ページ。

しかし、さしあたり政府の側はこの反対派を弾圧し、処罰した。その政府を組織した者とは何かというと、これまた貴族であり、しかも名門の貴族であった。たとえば、当時の政府の実力者はブリエンヌ大司教(伯爵)であり、三部会の召集に強く反対したのは、筆頭の大貴族コンデ大公であった。⁹

この対立がつづいて、手詰りになったところで、ついに国庫が空になり、国王と宮廷貴族は屈伏して、銀行家ネッケルを蔵相に呼び戻した。すると、ネッケルは就任の条件として、法服貴族の追放解除、三部会の召集をもちだした。国王と有力貴族は、財政困難という悪条件に屈伏して、ネッケルの提案を受け入れた。¹⁰これが現実の事態であった。

ネッケルは三部会の召集を要求する側に立っていた。そして、ネッケルは当時最大の銀行家であったが、貴族ではなかった。したがって正確な図式を示すと、国王をとりまく宮廷貴族の主流は、王権を代表して三部会の召集に反対し、三部会召集の側には、ネッケル、自由主義貴族、法服貴族の多数、商工業者全体とそれ以下の第三身分(平民)がいた。そこで、この対立の中での貴族対貴族の抗争とは、貴族の組織する政府にたいして、貴族のうちのはずれた者、あるいは第二流の存在の者が、第三身分と提携して反政府運動をおこし、三部会を召集するところまで政府を追いつめたことを意味する。したがって、貴族の中の主派、特権貴族は王権の側に立っていた。

この教科書では、この関係が逆転させられている。つまり、ネッケルなど改革を試みた側が政府の主流とされ、改革に反対した貴族の主流が、三

9 拙著『フランス革命の経済構造』205-207ページ、『フランス革命経済史研究』ミネルヴァ書房、昭和42年、255ページ、『フランス革命史入門』三一書房、1978年、91-92ページ。

10 拙著『フランス革命の経済構造』209ページ、『フランス革命経済史研究』259-260ページ。

部会召集に活躍したかのように書かれている。しかし、改革を阻止した者が、三部会を召集するように政府を追い付めたのではない。

改革を阻んだ者は、三部会の召集にも反対した。改革を進めようとして失敗したネッケルやそれを支持する勢力が、大衆運動を背景に、三部会を召集させるところにまでもっていき、国王とそれを取りまく貴族の勢力を追い付めたのである。この勢力関係の正確な解釈が、この教科書の著者にはできていない。また、この著者のよりどころとする一連のフランス革命史家、たとえば日本における概説書の水準で有名なソプール、マチエ、ルフェーブルなども、これについて間違った解釈を立てている。

Ⅲ 特権貴族が三部会を召集させ、特権貴族が 国民議회를圧迫したという矛盾

この教科書は、バスチーユ占領にいたる事情についても、間違った解釈を書いている。

「1789年5月、三部会がヴェルサイユ宮殿でひらかれると、採択の方法をめぐる特権身分と第三身分代表のブルジョワジーとがまっこうから対立し、第三身分は三部会を国民議会と改称して憲法を制定しようとした(憲法制定議会)。これに対して、王は特権貴族に動かされて、武力で国民議会に圧迫を加えた。おりから連年の凶作でパンの値上がりに苦しんでいたパリの民衆は、王の態度に対抗して蜂起し、7月14日に絶対王制の象徴と考えられたバスチーユ牢獄を占領して、いったん王を譲歩させた。これにつづいて、封建領主に対する農民一揆が全国的にまきおこった。

この情勢に応じて、国民議会は8月4日に封建的特権の廃止を決議し、……」¹¹

11 『世界の歴史』190ページ。

この教科書は、国王が特権貴族に動かされて国民議會を武力で圧迫したから、バスチーユ占領がおこったという表現をしている。そうすると、奇妙な矛盾が出てくる。この教科書の、わずか10行の間で、特権貴族の役割がちがってくる。

なぜなら、特権貴族が王権を制限しようとして、三部会の召集を要求したと書きながら、今度は特権貴族は、王を動かして国民議會に立ちむかおうとしたというのである。つまり三部会を召集させておいて、その三部会の中の第三身分代表者を武力で攻撃しようとしたというのであるが、これを矛盾なく説明できるのだろうか。

実際はどうか。ここで国王を動かし、国民議會にたいする武力行使を進めたのは、本論文(1)のIの第IV節¹²にのべたように、宮廷貴族の主流であり、当時最大の特権をもっていたものであった。彼らは三部会の召集に反対であり、三部会が召集された段階では、貴族部会の多数派として第三身分代表に対立したのであった。そこで、貴族部会では、ごく少数のみが第三身分に合流して、国民議會の成立に関与し、大多数の貴族議員は、貴族部会にとどまっていた。これが対立の図式である。

そこで全体の流れをみるならば、三部会の召集を要求した貴族は、国民議會の側に立ったということであり、この貴族は、国民議會に武力を向けさせる役割を演じたのではなく、むしろ国王の軍隊が武力で国民議會を解散させようとしたときに、剣を抜いてその軍隊の前に立ちはだかり、これ¹³を阻止した。彼らは、自由主義貴族と呼ばれている。

この教科書をみると、特権貴族が三部会を召集するように働きかけて、やがてその特権貴族が、武力で国民議會を弾圧しようとしたから、革命がはじまったという解釈になるが、これはまったく支離滅裂な理論であり、

12 前掲拙稿(1)―1 (『同志社商学』第38巻第3号) 9ページ。

13 拙著『フランス革命の経済構造』245ページ。

このような理屈を高校生に憶えさせようというのでは、教える側に無理が出てくるといふものである。

ただし、教科書の水準では書く必要のないものではあるけれども、三部会の召集を推進しながら、第三身分に対立した貴族もあったことはたしかである。これは法服貴族（高等法院）の保守派（上層）である。彼らは、三部会の召集までは積極的に王権に抵抗し、第三身分と提携した。しかし、召集が決まった時点で、第三身分と対立しはじめた。

第三身分の代表者の数を増加させるか、昔の規定どおりにするかをめぐって、両者は対立した。¹⁴したがって、厳密にいうならば、三部会の召集を推進した貴族の中にも、のちに第三身分と対立する勢力はあった。しかし、彼らが国王を動かして、国民議会に対する武力を発動させたわけではない。彼らはヴェルサイユ宮殿に出入りできないので、国王を動かして何かをさせるというような立場にはなかった。

この教科書のように、「特権貴族」が国王に反抗して三部会を召集させ、その後で、国王を動かして武力で国民議会に圧迫を加えたと書くことは、まったく支離滅裂の解釈であり、事実にも一致しない。武力を行使しようとした特権貴族は、もともと三部会の召集に反対であり、昔から、最大の財政特権をもち、王権そのものを構成していた勢力であった。

IV バスチーユ占領の原因に食糧問題を持ち込む誤り

バスチーユ占領の説明について、この教科書は、他の教科書とちがって、食糧品の値上りという原因を正面におしだしている。しかし、この説明は正しいものではない。たしかに、当時、食糧事情がまったく良いという状態ではなかった。それにしても、7月14日の時点で、パンの値上りが

14 同書、212-213ページ。

極端になって、それで食糧暴動が起きたという説明はどの本にもないのである。ある程度の不満が底流にあったとしても、それがなぜ6月ではなくて、7月14日であったのかという説明ができない。

しかも、この時、蜂起したものはパリの民衆だけではない。実際にこの運動をかき立てたのは、一連の銀行家、大商人、金融業者であり、彼らが一方で群衆を動員し、他方で軍隊の下士官、兵士を反乱に導いて革命に合流させた。これは、すでに本論文(1)の1の第V節¹⁵で説明したとおりである。

この運動は、パンの値上りに苦しんだ民衆の食糧暴動ではない。国民議会に集った第三身分代表者と連携する勢力が、パリの反乱を組織したのである。これが7月14日(バスチーユ占領)の正確な解釈であり、7月14日に起きた説明としては、7月11日の政変、内閣の交代、それにつづいて実施されるべき政策への商工業者の恐怖¹⁶があげられるべきである。

V 人権宣言の採択が農民一揆の結果であるという誤解

バスチーユ占領以後の情勢については、他の教科書と同じような説明をしているが、そこにもまたまちがいがある。「バスチーユ占領に続いて、封建領主に対する農民一揆が全国的にまきおこった¹⁷」と書く。さらにこの情勢に応じて、国民議会が封建的特権の廃止を決議し、人権宣言を採択したと書く。

しかし、封建的特権の廃止は農民一揆に対応して出されたものであるとしても、人権宣言は、農民一揆に対応してだされたものではない。極端な

15 前掲拙稿(1)―1 (『同志社商学』第38巻第3号) 13ページ。

16 同論文(1)―1 (『同志社商学』第38巻第3号) 11-15ページ。

17 『世界の歴史』190ページ。

言い方をすると、もし農民一揆が起こらなかったとしても、人権宣言はだされている。なぜなら、人権宣言はバスチーユ占領の結果を文章にしたものであるからだ。

しかし、封建的特権の廃止は農民運動にたいする譲歩であり、両者の性格は基本的に違う。それが同じもので、同じく農民運動にたいする対策であるかのように書かれているところに間違がある。その間違いの原因は、農民暴動がバスチーユ占領の結果として起ったものであるかのように考えるところからくる。そうではないことは、本論文(1)の1の第IX節で解説¹⁸している。

VI フイヤン派とジロンド派について間違った解釈がある

革命の初期に、議会を指導したのは「ラファイエット・ミラボーなど自由主義貴族や、上層ブルジョワを代表する立憲君主主義者である」¹⁹と書いているのは正しい。そして、これがフイヤン派になることも書いている。これにたいする勢力として、「共和主義者のジロンド派が進出した。ジロンド派は中産の商工業ブルジョワを地盤としており……」²⁰と書いているが、これは誤りである。

この時点でのジロンド派は、共和主義者ではない。のちに事態の進行とともに、共和制をつくったが、この時点ではまだ共和主義者ではなかった。さらに、ジロンド派は中産の商工ブルジョア²⁰ではなくて、上層の商工業ブルジョア²⁰であった。

フイヤン派とちがうところは、旧体制の特権にどれくらいかわり合いがあったかという相違であった。この点については本論文(I)の2の第

18 前掲拙稿(1)―1 (『同志社商学』第38巻第3号) 19ページ。

19 『世界の歴史』192ページ。

20 同書、192ページ。

I 節と(2)の1の第XI節²¹で詳しく説明したところである。

Ⅶ いわゆるジャコバン派独裁の急進性が誇張されている

王権の停止、国民公会の召集につづいて、国民公会の派閥が問題になる。この教科書はそれを以下のように書いている。

「成立後ただちに共和制(第一共和制)を宣言した国民公会では、戦争が予想外の革命の激化をまねいたことを心配するジロンド派と、都市民衆や農民の支持をえて革命をまもろうとするジャコバン派(山岳派)が争った。」²²

ジロンド派とジャコバン派の対立をこのように規定すると、フイヤン派、ジロンド派、ジャコバン派について、上層ブルジョアジー、中産商工業のブルジョアジー、都市民衆や農民と、それぞれの背景を一見すっきりと割切った説明になったかのようにみえる。この理論に、一年後の1793年にくるいわゆるジャコバン派の独裁という言葉を重ね合せると、恐怖政治の時代が、都市民衆や農民の権力であったかのように思い込ませる効果を持つ。ここに、この理論の極端な側面がある。

実際には、国民公会の山岳派(この教科書のいうジャコバン派)は中産の商工業ブルジョアジーを代表していたのであり、これを支持する院外団体としてのジャコバンクラブは、中産の商工業ブルジョアジーから小ブルジョアジーと呼ばれる手工業の親方層、小工場主を含む団体であった。この教科書では、諸政党の支持基盤を間違ふことによって、フランス革命の急進性が誇張されているのである。その延長として、いわゆるジャコバン派の独裁についても、この教科書で同じような誤解が並べられている。

21 前掲拙稿(1)ー2(『同志社商学』第38巻第4号)1986年、141ページ、同論文(2)ー1(『同志社商学』第39巻第1号)52ページ。

22 『世界の歴史』192ページ。

「ふたたび戦況が悪化し、国内でも王党派の反乱がひろがるなかで、6月ジャコバン派はパリ民衆の支援をえてジロンド派首脳を国民公会から追放した。こののちジャコバン派は、ロベスピエールを中心に恐怖政治をしいて革命防衛体制をつくり、価格統制や土地改革（領主制の無償廃止）によって都市民衆や農民との提携をはかった²³」。

この中で、土地改革を領主制の無償廃止と同意義に並べているが、これは誤りである。領主制の無償廃止は、本論文(1)の2の第V節でのべた²⁴ように、ジロンド派政権で実現された。

VIII ジロンド派首脳が追放されたと書く間違い

この教科書は「ジロンド派首脳を国民公会から追放した」と書くが、これはまったくの事実誤認である。首脳以外のジロンド派議員が国民公会に残ったと思わせるような文章であるが、事実はそうではなくて、ジロンド派議員全員が国民公会から追放されたのであった。

『詳説世界史』は、ジロンド派議員のほとんどが処刑されたかのように書いた。これも間違いである。処刑されたのは「ジロンド派首脳」に相当する者だけであった。首脳と一般議員に対する扱いは違っていた。この点に着目するかぎり、『世界の歴史』のほうが正しかった。

しかし、扱い方を間違って書いた。正確にいうと、ジロンド派の全議員が国民公会から追放され、首脳が処刑され、それ以外のジロンド派議員は逮捕、投獄、自宅監禁となるか、それとも逃亡、潜伏、亡命に成功するかのどちらかであった。

だからこそ、テルミドールのクーデタ以後、ジロンド派議員の国民公会

23 同書、194ページ。

24 前掲拙稿(1)―2 (『同志社商学』第38巻第4号) 147ページ。

への呼び戻しが行なわれた。²⁵『詳説世界史』のように書くと、呼び戻すべきジロンド派議員が存在しなくなり、この教科書のように書くと、追放されなかったのであるから、呼び戻す必要が無くなる。

IX 土地改革についての説明が間違っている

ところで、この教科書では、土地改革についてまぎらわしい説明がおこなわれている。それは、以下のような解説が、補足説明として、つぎのページに書かれているからである。

「解説2 フランス革命の土地改革の特色 社会の近代化のためには、いずれの国でも封建的な土地制度をなんらかの形で改革する必要があるが、フランス革命は思いきった土地改革をおこなった。農民の負担の中心である封建地代は1790年に有償廃止ときまり、93年にはジャコバン派によって無償廃止とされた。また聖職者・亡命者の土地が国家に没収され、ついで払い下げられた。競売であるため、土地を手にいれられない貧農が多くのこされたが、ともかくも革命の結果多数の自作農がうまれた。

これにくらべるとプロイセンの農民解放やロシアの農奴解放は、有償解放であるため、農民は自作農となったかわりに土地の一部を手放す結果となり、領主の身分的な農民支配力はつづいた。²⁶」

この文章をみると、フランス革命の土地改革は二つの政策からなっていることがわかる。一つは、封建地代の無償廃止であり、もう一つは、聖職者、亡命者の土地を国家が没収し、これを払い下げたことである。

この効果については、本論文(1)の2の第VI節²⁷に説明したところであるが、この結果多数の自作農が生れたと断定することには無理がある。土地

25 拙著『フランス革命の経済構造』458ページ。

26 『世界の歴史』195ページ。

27 前掲拙稿(1)―2 (『同志社商学』第38巻第4号) 152ページ。

の売却があくまでも競売であったからである。金を持っている者が土地を落札できる。当時の貧農は金を持っていなかった。その点は、この教科書も認めている。それを認めながらも、「ともかくも多数の自作農がうまれた」というのは強弁である。

プロイセン、ロシアの農奴解放が「有償解放」であるため、領主の身分的な農民支配はつづいたというが、この問題をフランス革命に対比するならば、封建地代の「無償廃止」が対置されるべきであり、国有財産の「払い下げ」を持ち込むべきではない。これは別問題であるからだ。また「払い下げ」なら「有償」となり、「有償」という字句だけにこだわるならばプロイセン、ロシアと同じことになり、奇妙な比較になってしまう。

また前のページで土地改革（領主制の無償廃止）と書いているので、土地改革は領主制の無償廃止だけかと思われてしまう。もし「解説2」に忠実であろうとするならば、土地改革には、領主制の無償廃止と聖職者、亡命者の土地没収、払い下げの二つがあったと書くべきである。聖職者と亡命貴族の土地没収、売却について書いたことは、他の教科書に無い詳しさであったとしても、自分の教科書の中で、一方でそれを書き、他のページでそれを無視するというような支離滅裂なことをしたのでは、その詳しさがかえって読者を混乱させることになる。

X いわゆるジャコバン派とロベスピエールの 関係について誤解がある

ロベスピエールが敗北した事情について、この教科書はつぎのように説明している。

「やがてジャコバン派のなかに内紛がおこると、ロベスピエールはダントンなどの同派内の政敵を肅清してさらに権力を強化した（94年春）。しか

し戦況が好転するにつれて、公会内では独裁への不満が強まり、パリ民衆もまたジャコバン派の改革を不十分としてロベスピエールから離反し、94年7月27日、ロベスピエールは政敵により倒された（共和暦テルミドール9日の反動²⁸）」。

戦況が好転するにつれて、独裁への不満が強まりと書くのは正しい。ただし、読者には、その因果関係が理解されないと思う。この因果関係については、本論文(1)の3の第IV節²⁹において説明した。

つづいて、この教科書は、「パリ民衆もまたジャコバン派の改革を不十分としてロベスピエールから離反し……」と書いている。この表現からすると、ロベスピエールが倒されたときには、いわゆるジャコバン派も倒されてしまったと読者は思うはずである。

しかしこの表現は事実とはちがう。たしかに、ジャコバンクラブはロベスピエールとともに敗北した。しかし、国民公会の山岳派（この教科書でいうジャコバン派）は、大多数が残り、しかも彼らはロベスピエールを倒す側にまわったのである。したがって、この教科書が、ジャコバン派という表現で国民公会の勢力（山岳派）を指していたとするならば、この表現は正しくないことになる。つまり、ロベスピエールがジャコバン派を代表したものと想定して、そのジャコバン派という言葉で国民公会の左派（山岳派）を表現するから、事実とちがう理論づけになるのである。

XI 平原派の役割を正しく伝えない

ロベスピエール打倒後の国民公会についても、間違った表現を採用している。

28 『世界の歴史』194ページ。

29 前掲拙稿(1)一3（『同志社商学』第38巻第5号）1986年、40ページ。

「ロペスピエールを倒した公会内では、保守派が勢力を回復し、1795年憲法を制定して総裁政府を発足させた³⁰」。

ここで、突然「保守派」の勢力回復が問題にされる。しかし、この教科書の前をいくら読んでも、国民公会に保守派があったという文章は、どこにもないのである。他の教科書と同じく、ジロンド派があって、他方でいわゆるジャコバン派（山岳派）があったと書くだけであるから、ジロンド派が追放されて、ジャコバン派が倒されると、その後何が残るかという質問になるはずであるが、それにはっきりと答えないままに、「保守派」と書いてしまっている。まことに、いいかげんな文章である。

保守派に相当するものは、実は平原派のことであり、その点については本論文(1)の2の第IV節³¹にのべているところである。ロペスピエールが倒されたあと、国民公会には平原派と山岳派(この教科書でいうジャコバン派)の大多数が残った。その中で、平原派が発言力を増し、ジロンド派の生き残りを呼びもどし、山岳派を排除して権力を安定させた。この教科書のよりに、漠然とした意味での保守派といういい方では、事件の本質は何ひとつ解明されない。

XII フランス革命の意義について正しくない説明をしている

フランス革命の結果を要約して、この教科書はつぎのように書いている。

「フランス革命の意義 フランス革命は第三身分が絶対王制を倒した市民革命であるが、第三身分のなかに上層市民（ブルジョワジー）と民衆の溝が深まっていたため、政治的自由と社会的平等の2つの問題がからみあ

30 『世界の歴史』194ページ。

31 前掲拙稿(1)―2 (『同志社商学』第38巻第4号) 145ページ。

い、そのため19世紀以降の全世界に多くの理論と教訓をあたえた³²」。

この要約は、一見して正しいようにみえる。しかし、厳密に考えると、この解釈は誤解の種をまねく。「倒した」という表現が、具体的に何を意味するのかがまず問題になる。単に権力の座から排除したことをいうのか、その社会的存在をも抹殺したことを意味するのか、あるいは、この二つの言葉のもつ意味を徹底的に行ったのか、不徹底に行ったのかという解釈が加えられて、四通りの解釈がありうる。

そうしたものを含んでいる以上、この言葉は不適當なものであり、読む側の解釈によって、どのようにでもなるものである。逆にいうと、著者の側の逃げ道が、何通りも用意されていると考えてもよい。

第三身分が絶対王制を倒したということになると、絶対王制の側には第一身分と第二身分があったと理解されるから、第一身分と第二身分が消滅してしまったと解釈される。これが、もっとも常識的な解釈になる。しかし、私が早くから強調してきたように、現代にいたっても、フランスの貴族階級は強力な地位を保持しているのである。

第二身分の子孫は、現代フランスの上流階級、大土地所有者を形成しており、フランスでは彼らのことを「エリート」と呼んでいる。つまり、

「生れながらの選ばれた民」という意味であり、この言葉の本来の持つ意味に相当する集団が形成されている。このフランスの「エリート」にくらべらるならば、日本でいう「いわゆるエリート」は生まれながらのものではなく、後天的なものであるから、語源からみるとまったく見当ちがいの内容になっている。フランスの貴族社会からは、たびたび首相や大臣を出し、その最近の実例としては、前大統領ド・ゴール、ジスカール・デスタンがある。

こうみると、フランス革命で第二身分は倒されたことにはならない。つ

32 『世界の歴史』196ページ。

ぎに、倒すという意味を権力からの排除に限定するかといえば、それも違う。ナポレオンの時代でも、多くの貴族が権力に登用された。たとえば、外務大臣タレイラン公爵は革命前の上流貴族であり、かつ第一身分の高級聖職者であった。

たしかに、第一身分の支配していた土地は没収されて返還されることはなかったから、そのかぎり、彼らの経済的基盤を失なわせた。しかし、第二身分の、貴族の土地については、その一部を失なわせただけで相当部分³³を無傷のまままで温存させた。この点については、本論文(1)の2の第VI節で説明したところである。

たとえ貴族が土地を失っても、のちに補償金³⁴を与えられた。これらを総合的に見ると、第二身分の経済的基盤は、完全に損なわれたわけではない。したがって、倒すという言葉³⁴を、その社会的存在と解釈しても、事実³⁴に合わない。したがって、市民革命を、第三身分が絶対王制を倒すと規定し、この規定が一人歩きをしはじめると、ますます誤解の種をまねく。

市民革命による変化を正確に定義するならば、つぎのようになる。フランス革命以前は、領地所有の上立つ貴族と高級聖職者が権力を独占していた。フランス革命によって、その独占が破壊された。上層市民(ブルジョアジー)が権力を握ったが、貴族を排除することなく、一部の貴族とは連立を続けた。フランス革命は、貴族を上層市民と対等の地位に引き下げたといえるが、上層市民を上級貴族と対等の地位に引き上げたともいえる。市民革命とはその程度の変化にすぎなかった。したがって、他国の市民革命を考えるときにも、これを基準にして考察しなければならない。そうすれば、他国の歴史の解釈が大きく違ってくる。

33 前掲拙稿(1)―2 (『同志社商学』第38巻第4号) 152ページ。

34 同論文(1)―4 (『同志社商学』第38巻第6号) 1987年, 61ページ。

XIII 付録 この論文に関係する教科書の原文

絶対王制下のフランスは“旧制度”(アンシャン＝レジーム)とよばれる身分制度の社会であった。第一身分(聖職者)と第二身分(貴族)は免税などの特権をもつほか、領主として広大な土地をもち、重要な官職を独占したが、国民の9割以上を占める第三身分(平民)は不平等な扱いをうけた。しかし18世紀後半になると、特権身分のあいだでも貧富の差が大きくなり、身分としてのまとまりが弱くなった。また第三身分も、大部分は封建的負担に苦しむ農民と都市の貧しい下層市民であるが、そのほかに経済力をたくわえた商工業ブルジョワジーが、しだいに台頭してきた。こうして、旧制度の秩序は時代おくれなものになっていた。

しかし、革命のきっかけをつくったのは、旧制度の不合理に不満をもつ第三身分ではなく、特権貴族であった。ルイ16世の即位いらい、七年戦争やアメリカ独立戦争に参加したことで破綻した財政を再建するため、政府はいく度か貴族への課税をふくむ旧制度の改革を試みた。しかし、特権貴族はかえってこの機会に王権を制限してみずからの政治的発言権を強めようとして結束し、政府の改革をはばみ、1614年いらいひらかれていない三部会を召集するよう政府を追いつめた。

立憲君主制の樹立(革命の第1段階) 1789年5月、三部会がヴェルサイユ官殿でひらかれると、採択の方法をめぐる特権身分と第三身分代表のブルジョワジーとがまっこうから対立し、第三身分は三部会を国民議会と改称して憲法を制定しようとした(憲法制定議会)。これに対して、王は特権貴族に動かされて、武力で国民議会に圧迫を加えた。おりから連年の凶作でパンの値上がりに苦しんでいたパリの民衆は、王の態度に対抗して蜂起し、7月14日に絶対王制の象徴と考えられたバスティーユ牢獄を占

領して、いったん王を譲歩させた。これについて、封建領主に対する農民一揆が全国的にまきおこった。

この情勢に応じて、国民議会は8月4日に封建の特権の廃止を決議し、8月26日には人権宣言を採択した。この宣言は人間の自由平等・主権在民・私有財産の不可侵をうたい、市民革命の原理をもっとも明らかに表明している。王と宮廷はこれに抵抗したが、10月にパリ民衆の圧力に屈してパリに移り、憲法制定はようやく軌道にのった。

この時期の議会を指導したのは、ラファイエット・ミラボーなど自由主義貴族や上層ブルジョワジーを代表する立憲君主主義者である。かれらの手で地方自治・土地改革・ギルドの廃止などの自由主義的改革が実現されたのにつづき、制限選挙制にもとづく立憲君主制の91年憲法が公布された。

君主制の動揺（革命の第2段階）　しかし憲法制定の直前の1791年6月に、国王一家は国外逃亡をはかって失敗し、国民の信頼を失った。また同年8月には、オーストリアとプロイセンの君主が革命に干渉する用意があることを宣言して、対外危機が高まった。このため、10月に成立した立法議会では、これ以上の革命の進展をおそれる立憲君主主義者のフイヤン派に対抗して、共和主義者のジロンド派が進出した。ジロンド派は中産の商工業ブルジョワジーを地盤としており、内外の反革命の策動を戦争によっていっきよに封じようとして、92年春オーストリアに宣戦した。しかし王党派の多い軍部は戦意にとぼしく、オーストリア・プロイセン連合軍は国境をこえてパリにせまった。危機をむかえてフランス国民の愛国心が高まり、8月10日パリの民衆は、全国から集まった義勇兵とともに王宮を襲撃した。議会は王権を停止して解散し、普通選挙による国民公会が召集された(9月)。

共和制の成立（革命の第3段階）　成立後ただちに共和制(第一共和制)

を宣言した国民公会では、戦争が予想外の革命の激化をまねいたことを心配するジロンド派と、都市民衆や農民の支持をえて革命をまもろうとするジャコバン派（山岳派）が争った。一方、士気の高まったフランス軍がベルギーへ進出すると、イギリスは1793年1月のルイ16世の処刑を理由に参戦し、列国をさそって第1回対仏大同盟を結成した。ふたたび戦況が悪化し、国内でも王党派の反乱がひろがるなかで、6月のジャコバン派はパリ民衆の支援をえてジロンド派首脳を国民公会から追放した。

ジャコバン派の独裁（革命の第4段階） こののちジャコバン派は、ロベスピエールを中心に恐怖政治をしいて革命防衛体制をつくり、価格統制や土地改革（領主制の無償廃止）によって都市民衆や農民との提携をはかった。やがてジャコバン派のなかに内紛がおこると、ロベスピエールはダントンなどの同派内の政敵を肅清してさらに権力を強化した(94年春)。しかし戦況が好転するにつれて、公会内では独裁への不満が強まり、パリ民衆もまたジャコバン派の改革を不十分としてロベスピエールから離反し、94年7月27日、ロベスピエールは政敵により倒された（共和暦テルミドール9日の反動）。

総裁政府（革命の第5段階） ロベスピエールを倒した公会内では、保守派が勢力を回復し、1795年憲法を制定して総裁政府を発足させた。これは制限選挙制にもとづく共和制のため、政府は王党派とジャコバン派残党との左右から攻撃をうけ、政局は不安定をきわめた。革命の成果をまもろうとする商工業ブルジョワジーや富農のあいだには、しだいに総裁政府への失望が強まり、社会秩序を安定させてくれる強力な政権の出現を期待する空気が高まった。ナポレオン登場の機は熟した。

フランス革命の土地改革の特色 社会の近代化のためには、いずれの国でも封建的な土地制度をなんらかの形で改革する必要があるが、フランス革命は思いきった土地改革をおこなった。農民の負担の中心である封建地

代は1790年に有償廃止ときまり、93年にはジャコバン派によって無償廃止とされた。また聖職者・亡命者の土地が国家に没収され、ついで払い下げられた。競売であるため、土地を手にいられない貧農が多くのことされたが、ともかくも革命の結果多数の自作農が生まれた。

これにくらべるとプロイセンの農民解放やロシアの農奴解放は、有償解放であるため、農民は自作農となったかわりに土地の一部を手放す結果となり、領主の身分的な農民支配力はつづいた。イギリスでは近代農業の発達のはやく、大部分の農民は経済競争にやぶれて富農の農場で働く農業労働者となった³⁵。

35 『世界の歴史』, 190-196ページ。